

はじめに



平成13年版千葉県環境白書をここに公表します。

本書は、本県の環境の現状や環境保全に関する施策の実施状況を平成12年度を中心に取りまとめたもので、昭和46年1月の創刊以来、第32回目白書となります。

20世紀は、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会でした。飛躍的な経済成長を遂げる一方で、空気や水の汚染が進み、不法投棄された廃棄物、残土、有害化学物質等によって、ふるさとの貴重な自然が傷つけられるという「負の遺産」が残されることとなりました。

21世紀を迎えた今、資源循環型社会への転換を図り、豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、環境の視点を取り入れた地域づくりが求められています。

こうしたことから、本県では、次のような取組に重点を置いて施策を展開しています。

まず、産業廃棄物の不適正処理対策として、不法な投棄や堆積を撲滅するために、県警と合同で監視を行うとともに、違反事業者に対しては、早期に行政処分や告発を行うなど迅速な対応に努めています。

また、市町村・事業者等の協力を得ながら天然ガス自動車等の低公害車の普及や使用過程ディーゼル自動車を重点に置いた自動車排出ガス対策を推進するために、平成13年5月には、「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」を策定いたしました。現在、ディーゼル自動車排出ガス対策をより一層推進するため、条例化の検討も行っております。

さらに、「とりもどそう！ ふるさとの自然」をスローガンに、県・市町村・企業・県民総ぐるみの基金を創設し、一体となって取り組む「ちば環境再生計画（仮称）」を策定しております。この計画は、貴重な自然の保全と不法投棄された廃棄物の撤去や傷ついた自然を再生し、かけがえのない財産である豊かな自然環境を将来の世代に引き継いで行くための行動計画となるもので、来年度からのスタートを目指しています。

また、三番瀬については、東京湾に残された貴重な自然環境であることから、従来の埋立計画を中止し、徹底した「住民参加」と「情報公開」により、三番瀬の再生計画を策定することとしています。

環境問題の解決には、私たちの日常生活それ自体が環境への負荷を伴うという認識のもと、県民一人ひとりが常に環境に関心を持ち、環境保全のための具体的な行動を起こしていくことが大切であります。そこで、環境保全に対する県民意識の高揚を図るため、「千葉県環境学習基本方針」に基づき、環境学習の推進にも努めています。

この白書を通じて、21世紀を担う次世代に豊かな自然環境を引き継いでいくため、県の施策に対する理解を一層深めていただければ幸いです。

平成14年1月

千葉県知事 堂本 暁子